

○対象者及び給付額について

申請年度の7月1日時点で、学校に在籍しており、高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科修学支援金の支給対象である生徒ですか？

はい

いいえ

該当しません。(休学している場合は学校へ問い合わせください)

申請年度の7月1日時点で、生徒が生活保護受給世帯であって「生業扶助(高等学校等就学費)」を受給していますか？

はい

いいえ

保護者等全員の令和7年度「道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額」が非課税の世帯ですか？

はい

いいえ

対象生徒は通信制又は高等学校等専攻科生徒ですか？

はい

いいえ

奨学給付金(通常給付)に該当しません。
ただし、**専攻科**に在籍し、以下に該当する場合は、対象となる可能性がありますので個別にお問い合わせください。
※茨城県の公立学校の専攻科は岩瀬高校のみとなります。

ア 生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が100円以上105,500円未満である世帯(年収目安約270～380万円)

イ 生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円以上264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯(年収目安約380～600万円)

ケース①の 提出書類を参照

32,300円
が支給されます。

新入生で早期給付を受給した場合は
24,225円
が支給されます。

ケース②の 提出書類を参照

50,500円
が支給されます。

新入生で早期給付を受給した場合は
37,875円
が支給されます。

ケース③の 提出書類を参照

143,700円
が支給されます。

新入生で早期給付を受給した場合は
107,775円
が支給されます。

○提出書類について

ケース①(提出書類):生活保護受給世帯

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し(金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること)

ケース②(提出書類):生徒が通信制又は専攻科に在籍する非課税世帯の場合

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し(金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること)
- ・保護者等の個人番号が確認できる書類の写し(学校から提出を求められた場合)
- ・(生徒が親権者でない主たる生計維持者に扶養されている場合)扶養誓約書(様式9)

ケース③(提出書類):生徒が全日制や定時制(通信制・専攻科以外)に在籍する非課税世帯

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
- ・口座振替依頼書
- ・通帳の写し(金融機関、支店、口座番号、フリガナ、口座名義が確認できること)
- ・保護者等の個人番号が確認できる書類の写し(学校から提出を求められた場合)
- ・(生徒が親権者でない主たる生計維持者に扶養されている場合)扶養誓約書(様式9)

<注意事項>

- ・上記提出書類のほか、認定処理のため追加の書類提出を求める場合があります。
- ・申請をする場合、(非)課税証明書は、保護者等全員分が必要であり、控除対象配偶者でも省略できません。